

名古屋市教育委員会定例会

令和 4 年 4 月 14 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

議 事

日程 1 令和 5 年度使用教科用図書採択基本方針について（第 1 号議案）

日程 2 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について（第 2 号議案）

出席者

西 淵 茂 男 委 員

船 津 静 代 委 員

鎌 田 敏 行 委 員

中 谷 素 之 委 員

栗 生 万 琴 委 員

教育次長始め、事務局員 11 名 ※傍聴者 0 名

（西淵委員）

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

議事に入る前に、事務局から発言を求められておりますので、許可いたします。

（大坪総務部長）

お時間いただきまして、ありがとうございます。本日の教育委員会会議におきまして、西淵委員に会議の進行をしていただいておりますが、事務局から教育長不在の経緯をご説明させていただきます。

まず、鈴木前教育長の任期が 3 月 31 日で満了となることを受け、後任の教育長の選任について 3 月 22 日の市会本会議に人事案が提出されましたが、否決されました。そのため、後任の教育長は選任されておらず、現在は空席という状況でございます。

このような経緯で教育長が欠けてしまったため、常例であれば教育長が行っていた教育委員会会議の進行につきまして、教育長職務代理者に行っていただくことになります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（西淵委員）

ありがとうございました。ただ今ご説明のあった経緯で、教育長職務代理者を代表し

て、本日の議事進行を務めます。よろしくお願いいたします。

(西淵委員)

それでは、はじめに議事運営についてお諮りいたします。

日程第2、第2号議案「名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について」につきまして、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思います。

また、会議録につきましても、日程第2につきましては、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(鎌田委員)

非公開とする理由をご説明いただけますか。

非公開としなければいけないという積極的な理由があるのであればもちろん了承しますが、「恒例だから」、「慣例だから」ということではいけないと思うんですね。

(大坪総務部長)

本件に関しましては、人事案件ということでございまして、人事案件に関しまして皆様から意見をいただくためにもですね、そういったことに関しましては、公開ではなくて公開でやりたいということでございます。

(鎌田委員)

就任はいつ付けになるのでしょうか。

(中馬企画経理課長)

本日ご承認いただければ、委員は4月15日からと考えております。

(鎌田委員)

今回は了承いたします。

(西淵委員)

それでは、ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(西淵委員)

では、3月24日付で栗生万琴委員が就任されましたので、ここでご挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(栗生委員)

新任で担当することになりました、栗生万琴といいます。私廃校になった那古野小学校の跡地のなごのキャンパスのプロデューサーをしながらですね、現在名古屋大学と東京の武蔵野大学などで起業家教育などを担当させていただいております。

現在中学校2年生の保護者でもありましてですね、教育に対して、次世代の産業を担うような人材育成の観点でですね、民間の立場からお役に立てればと思ってます。どうぞよろしく願いいたします。

(西淵委員)

どうぞよろしく願いいたします。

それではこれより、日程第1、第1号議案「令和5年度使用教科用図書採択基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(笹口指導室長)

第1号議案、「令和5年度使用教科用図書採択基本方針について」をお願いいたします。

はじめに、「令和5年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針について」でございます。

本市の義務教育諸学校で使用する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、毎年8月31日までに種目ごとに一種の教科用図書を、教育委員会で採択することとなっております。

小学校につきましては、令和元年度に採択替えを行い、令和2年度から使用しております。中学校は、令和2年度に採択替えを行い、昨年の令和3年度より使用しています。

無償措置に関する施行令第15条におきまして、採択替えを行った教科用図書を採択する期間は、4年間と定められております。令和5年度につきましては、小学校及び中学校につきましては、「令和4年度と同一のものを採択する」、特別支援学校用教科用図書は、「特別支援学校知的障害用教科用図書を採択する」、さらに、特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、「児童生徒の特性に応じて採択する、ただし、小学校及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したものの中から選ぶものとする」という方針を考えております。

そこで、特別支援学級および特別支援学校では、毎年、各学校において教科用図書研究協議会を設置し、校内で研究を行います。児童生徒一人一人の障害の特性に合わせた教科用図書について研究し、結果を教育委員会に報告し、採択するという流れをとっております。

続きまして、「令和5年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針について」をお願いい

たします。義務教育で使用する教科用図書とは異なり、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上で具体的な定めはありません。高等学校におきましては、学校によって、課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。それらの特性や実態に応じた適切な教科用図書を採択するために、議案のようにお示しさせていただきました採択基本方針を考えております。説明は以上でございます。

(西淵委員)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(西淵委員)

特にご意見もないようですので日程第1、第1号議案「令和5年度使用教科用図書採択基本方針について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(西淵委員)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第2は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途決裁。

午後3時18分終了